

## 質問者及び主な質問項目

平成27年6月佐川町議会定例会一般質問

受理番号	質問者	主な質問項目
1	松浦隆起	<p><b>1. 協働のまちづくりへ行政側の取り組みについて</b></p> <p>① 協働のまちづくりへの職員の参加について。(地域担当職員制度)</p> <p>② 町長の住民懇談会の開催について。</p> <p><b>2. がん検診へのピロリ菌検査の導入について</b></p> <p>胃がん発症の要因とされるピロリ菌感染の検査の導入について。</p> <p><b>3. 自伐型林業の推進について</b></p> <p>自伐型林業事業の現状と今後の見通しについて。</p>
2	坂本玲子	<p><b>1. 防災対策について</b></p> <p>① 原子力災害応急対策について。</p> <p>② 災害弱者の取り組みについて。</p> <p><b>2. 生活困窮者 自立支援について</b></p> <p>① 自立支援法施行に伴う佐川町の取り組みについて。</p> <p>② 課題解決のための連携について。</p> <p>③ 若年層貧困の根本的解決は。</p> <p><b>3. 地域公共交通について (デマンドバスについて)</b></p> <p>① 地域公共交通検討会での進捗状況について。 現状と課題は。</p> <p>② タクシーのようなデマンドバスを。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>町政全般について。</p>
3	森正彦	<p><b>1. あったかふれあいセンター設置の進め方について</b></p> <p>① 町内の未設置地区へのセンター設置についての進め方を問う。</p> <p>② 運営組織、場所、支援策など。</p> <p><b>2. 婚活の推進について</b></p> <p>① 婚活の推進をすべきだ。</p> <p>② 婚活の担当部署の設置とコーディネーターの配置をしては。</p> <p>③ スポーツ等のサークル活動の活性化で出会いの場を。</p> <p><b>3. 職員の研修について</b></p> <p>① 職員研修の積極的な取り組みをすべき。</p> <p>② 情報収集活動を活発に。</p> <p>③ 関係図書を購入を増やすべき。</p>
4	下川芳樹	<p><b>1. 佐川町における移住・定住対策について</b></p> <p>① 佐川町における移住・定住対策の取り組み状況について。</p> <p>② 移住・定住のための就労施策について。</p> <p>③ 集落営農と集落営林の取り組みについて。</p> <p>④ 移住・定住のための住宅対策について。</p>

5	今橋寿子	<p><b>1. 牧野公園リニューアル事業について</b></p> <p>① 整備の進捗状況について。</p> <p>② ポールスマイダーさんと公園歩きと講演会の成果と今後の取り組みについて。</p> <p><b>2. 男女共同参画について</b></p> <p>計画案ができ、その後具体的に取り組んだ内容と今後の取り組みについて。</p> <p><b>3. 移住促進について</b></p> <p>これまでの成果と今後の方針について。</p>
6	中村卓司	<p><b>1. 町内の小中学校統合の今後の考え方について</b></p> <p>町内の子供たちの数は激減し、学校の存続が危惧される。統合は避けて通れないと考えるが、町としての考えは。</p> <p><b>2. 上町への列車設置について</b></p> <p>列車設置について、町としての考えは。</p> <p><b>3. メガソーラー事業の現状について</b></p> <p>収支はどうか。また地区での環境への影響、変化はないか。</p> <p><b>4. 地方創生事業について</b></p> <p>自伐型林業以外に取り組む考えはあるのか。</p>
7	片岡勝一	<p><b>1. 林道尾川斗賀野線途中の大タヲ山への林道について</b></p> <p>登り口から6kmと道標があるが、大変荒れている。整備する考えは。</p> <p><b>2. ナウマンカルストの木造ステージについて</b></p> <p>この建造物周りに排水溝がない。このままだと足もとが腐食する。対策を取る考えは。</p> <p><b>3. 国道494号線から岡崎大橋南の県所有地について</b></p> <p>この土地を払い下げまたは借用して、町の駅、道の駅、イベント広場等つくる考えは。</p>
8	岡村統正	<p><b>1. 職員採用について</b></p> <p>男性職員と女性職員の全体の割合と、将来の危機管理に対応できる体制まで考えて採用しているのか。</p> <p><b>2. 避難所の設置について</b></p> <p>尾川の集落活動センターたいこ岩の建物を、災害時の避難所に指定できないか。</p>
9	永田耕朗	<p><b>1. 医師住宅入居について</b></p> <p>開設者が町施設を私用で使うことは、町条例、規則、管理規程等に問題を生ずる。医師住宅が不要なら住宅に困窮している町民を公募によって入れるべし。</p>